

「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」について

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所 建設専門官 新井 正

1. はじめに

荒川上流河川事務所では2003年7月に、自然再生推進法に基づく事業としては全国初の試みとなる荒川旧流路の自然再生協議会を設立した。

今後、「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」として、今年度中に「自然再生全体構想」を策定し、2004年度早々に「自然再生事業実施計画」を策定する予定としている。

協議会の特徴としては、①地域住民である公募委員（個人委員やNPO・NGOなどの団体委員を含む）、専門家、地方公共団体、関係行政機関などの地域の多様な主体が連携、②協議会を常に公開で開催、ホームページ等でも資料や討議内容を含め情報公開するなど透明性を確保、③自主的かつ積極的に取り組んで実施すべくみんなでも「汗をかく」ことにより自然再生を推進していこうとしていること、にある。

今回の報告ではこの自然再生協議会の進め方と進捗状況についてふれてみたい。

2. 太郎右衛門自然再生地の概要

(1) 当地区の概要

荒川太郎右衛門地区は、荒川の河口から54kmに位置する太郎右衛門橋の下流約4km区間（桶川市、上尾市、川島町）に、今も残る荒川旧流路を有する地区のひとつである。当地区の旧水路は約70年前の河川改修事業により捷水路が整備されたため残ったものである。また荒川では、時をほぼ同じくして荒川河道内に遊水効果を高めるための横堤が建設されており、蛇行していた旧流路は、2本の横堤により3つの池（上池、中池、下池と呼ぶことにした。）に分断され現在の形状となっている。旧流路は湿地や河畔林などの周辺環境と一体となって豊かな自然環境を形成している。この旧流路の環境構成要素としては開放水面、浮葉植物帯（ヒシ）、沈水植物帯（エビモ）、河畔低木林・河畔高木林（カワヤナギ、エノキ・クヌギ、ハンノキ）、抽水植物（ヨシ）からなっており、荒川の代表的な自然環境のタイプのひとつである。



図-1 太郎右衛門自然再生地

(2) 当地区における自然再生事業の必要性

当地区は、荒川本川の河床低下による冠水頻度の減少や旧流路内への土砂堆積等により、乾燥化が進行している状況にある。特に上池と下池については湿地環境が衰退傾向となっており、このままではさらに乾燥化が著しくなり、良好な生態環境が消失し、この環境に依存する生物種の減少が危惧される。そ

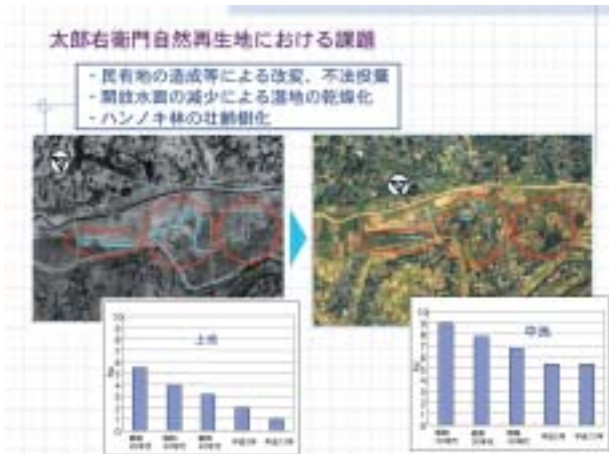


図-2 太郎右衛門自然再生地における課題

こで、現状の生息域を保全し、再生に向けて必要な土地の公有地化を図ることが求められている。併せて、既に保全を進めている上流の「荒川ビオトープ(北本市、川島町)」と下流の「三ツ又沼ビオトープ(川越市、上尾市、川島町)」の中間に位置することから荒川エコロジカルネットワークの重要な拠点として自然再生を図ることが必要となっている。

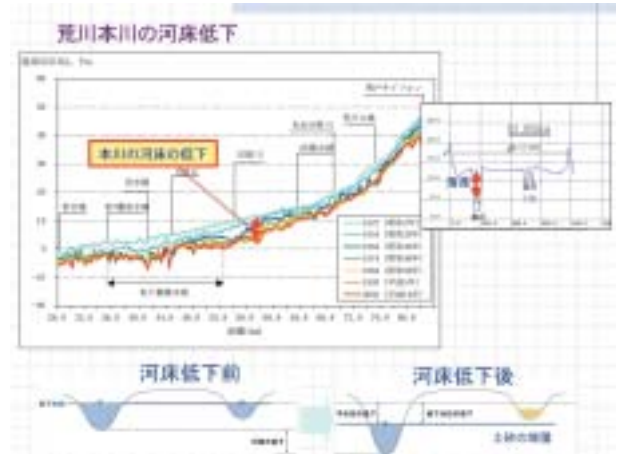


図-3 荒川本川の河床低下



図-4 荒川エコロジカルネットワーク

荒川エコロジカル・ネットワーク

荒川流域全体の自然のつながりを強化するためには、第一段階として生態系が健全に機能し、ある程度まとまった「核」となる自然の拠点を守り、その自然を回復させることが重要である。また、さらにそれらを川、谷地、傾斜林などを軸として互いに結び、市街地の自然とつなげていくことで、荒川流域全体の自然を豊かにしていくものである。

現在、荒川での取り組みは、荒川を自然の大きな柱と考え、荒川の河川敷にあるネットワークの「核」となる自然の拠点を保全・回復する整備を行うことにより、ビオトープのネットワーク化の実現を目指している。図-4に荒川における自然の拠点を示し、下記に代表的な現在までの取り組みについてまとめる。

①三ツ又沼ビオトープ(約48km地点)

三ツ又沼は荒川と入間川のかつての合流点付近の旧流路である。この沼へ続く水路両側の土地を平成8年度から公有地化し、平成9年度より新たに池を造る等の整備を行い、平成12年度に三ツ又沼ビオトープとして完成している。現在、NGOや地元市民団体によって保全・管理がなされ、湿地性の貴重な植物であるタコノアシやミズアオイをはじめ、オオタカやカワセミなどの鳥類が確認される自然環境が再生されている。

②荒川ビオトープ(約57km地点)

平成6年より、生態系最上位のサシバが生息できる広範囲な自然環境づくりを目指し、水路や池を新たに造成した。また多様な環境とするため凸凹の乾燥した草地や砂礫地などの変化に富んだ地形を創造している。人の立ち入りを制限する等の管理により、現在、キツネ、タヌキ、オオタカ、ノスリ等の生態系高次の動物が確認されるに至っている。

③越辺川ビオトープ

平成6年より全国に先駆け、天神橋下流の左岸側500m地点の低水路を河川整備にあわせビオトープ化し、カワセミ、オオヨシキリ等が見られる良好な河川環境となっている。整備及び管理にあたっては、流域の市民およびNGOと協働、参画を積極的に推進している。

3. 自然再生協議会

(1) 自然再生協議会の設置までの経緯

荒川太郎右衛門地区の自然再生事業は、02年度に河川環境整備事業として事業着手（一部用地取得）したものである。その後、自然再生推進法（03年1月1日施行）の成立を視野に入れながら、同法に基づく事業の実施を検討し、法で定める自然再生協議会の設立に向けて03年2月に設立準備会を設立したうえで、委員と地区名の公募を行うこととした。委員の公募資格としては計画段階から事業実施段階及び維持管理段階に至るまで自然再生事業に協力する意志のある個人又は団体・法人の代表の方を対象として熱意のある応募者全員を採用することとした。なお、地区名については、現在も太郎右衛門橋として親しまれている橋梁が、かつての荒川の「渡し」のひとつであり、須田太郎右衛門家が荒川の渡しを始め、後に橋を造り、通行料を徴収していたという歴史的経緯をふまえ、地区名を「太郎右衛門自然再生地」と名付けた。そして、03年7月に第1回自然再生協議会を設立するに至った。

(2) 自然再生協議会の組織

協議会委員は以下の委員で構成するものとし、任期を2年とし、途中参加・解任を可能とした。

- 学識経験者6人（河川、環境、教育、市民連携、生態系）
- 地方公共団体委員7人（埼玉県農林部農業政策課、同農村整備課、同県土整備部河川砂防課、同公園課、上尾市環境経済部環境対策課、桶川市都市整備部都市計画課、川島町都市計画課）
- 公募委員 50人（27団体と個人23人）
- 国 荒川上流河川事務所長

(3) 自然再生協議会の進め方

本協議会では住民参加による合意形成を進めていくうえで以下の方法をとっている。①公募委員によって住民参加が促されていること。②ワークショップ形式によって住民ひとりひとりが発言しやすい場づくりとしたこと。③行政、専門家、地域住民、NPO・NGO等多様な主体がかかわり、一緒に「考える」「計画する」「取り組む」「調べる」「調整する」「報告する」「見直す」など、連携を図っていること。④会議は原則公開とし、ホームページを通じて情報公開（<http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/saisei/index.html>）していることなどである。

html) していることなどである。

合意形成に向けた会議の進め方としてはワークショップと全体討議を基本としてきた。まず、10人程度のグループにわかれ、学識委員をコーディネーターとして約1時間程度議論を進める。そしてグループの討議結果を公平な立場から学識コーディネーターより全体討議で発表していただく。次に、会議の休憩時間を利用し、各グループの発表内容を学識委員全体でとりまとめ、その日の「合意事項」案として全体討議に提示し、公募委員からの意見を頂きながら最終的な「合意事項」の明文化を行うという方法で意見の集約を図っている。この作業は毎回行い、議論の後戻りを避けるために合意事項は「合意結果シート」として提示し、円滑な協議会を運営している。

また、会議のほかにも現地調査を2度実施している。最初は第1回協議会時、次は当地区の自然再生の方向性が見えてきた第4回協議会の直前で実施している。学識委員、専門家による説明を交え、上池から下池までの約10kmを歩きながら様々な意見交換が行われた。この現地調査によって、池の現状が具体的に把握でき、協議会での議論がしやすくなったと好評をえている。今後も現地調査は欠かさず実施し、互いが納得する場を提供していくことが重要だと認識している。

このような進め方を通して単に賛成多数決による合意形成を図ることが目的ではなく、その過程を通じて、行政、専門家、地域住民、NPO・NGO等がそれぞれを理解し、パートナーシップを育むことで荒川太郎右衛門地区の自然再生が円滑に進むことが出来ると確信するものである。

環境問題や社会資本整備ではたびたび、行政対住民、地域間での利害対立が生じたり、信頼感の欠如といったことが大きな問題となって、社会的損失が発生している事例が多く見られる。このようなことにならないためにも信頼関係を築き上げることが重要であり、互いによく話し合い、出来ること、出来ないことを互いに理解しあうことが課題解決の大きな鍵となっている。

4. 現在までの合意事項

03年7月第1回協議会開催以降、11月の第4回協議会までの合意事項として現況の湿地環境を残すこ



図ー5 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の合意事項

とや荒川本川水、雨水、湧水等の自然な水を使い、開放水面を拡大すること、周辺地区も含めた荒川エコロジカルネットワークの核となる自然再生地とすること等が自然再生目標として合意されている。また、事業概要についても概ね了解が得られ、今後の課題として湿地の拡大や利用のあり方・人とのかわり方のルール作りなどが挙げられている。

5. 今後のスケジュール

今後の予定としては、03年度内に○自然再生区域の設定、○自然再生の目標の設定、○協議会構成員の役割分担等を骨格とする「自然再生全体構想」を策定し、04年度早々に○事業の対象となる区域及びその内容、○周辺地域の自然環境との関係、○自然環境保全上の意義及び効果、○事業の実施に関し必要な事項等を定めた「自然再生事業実施計画」を策定することを予定している。

6. おわりに

自然再生協議会では毎回、熱心な議論がなされ、互いの立場や自然環境に対する多様な価値観の相違を克服して合意形成が図られている。これは、十分な話し合いにより信頼感が生まれ、パートナーシップが図られている証である。

みんなでともに「汗をかく」ことは自然再生を進めていくうえでは必要不可欠なことである。地域の問題としてそれに係わる多様な主体が積極的に参加し、連携していくことがいつまでもその地域を守る原動力となるのではないかと考える。

現地調査では委員の方々と10km近く歩き、各池の状況をひとつひとつ確認しながら自然の豊かさを実感した。どうすればこの池を保全出来るのか、将来に向けてどのように働きかければ豊かな自然となり得るか思いはいろいろ巡るばかりであった。